



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年12月8日火曜日 第164号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効…………… (業務衛生課) ……1054
- 公共測量の実施の通知 (2件) …… (道路維持課) ……1054
- 道路の供用開始 (県道松山川内線) …… (中予地方局管理課) ……1054
- 開発行為に関する工事の完了…………… (中予地方局建築指導課) ……1055
- 道路の区域変更 (県道野佐来八幡浜線) …… (南予地方局大洲土木事務所) ……1055
- 道路の供用開始 (") …… (") ……1055
- 道路の区域変更 (県道長浜保内線) …… (") ……1055
- 道路の供用開始 (") …… (") ……1056
- 道路の供用開始 (県道野佐来八幡浜線) …… (") ……1056
- 道路の供用開始 (県道美川小田線) …… (") ……1056

訓 令

- 愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令…………… (経営支援課) ……1056

告 示

○愛媛県告示第1308号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
 - (1) メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類
 - (2) 1-{2-メチル-4-[(E)-3-フェニルプロパ-2-エン-1-イル]ピペラジン-1-イル}ブタン-1-オン及びその塩類
 - (3) N, N-ジエチル-2-[[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類
 - (4) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。
- 3 失効の日

令和2年11月29日

○愛媛県告示第1309号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間 令和2年10月21日から
令和3年2月19日まで
- 3 作業地域 松山市域

○愛媛県告示第1310号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（道路現況平面図作成）
- 2 作業期間 令和2年12月1日から
令和3年3月26日まで
- 3 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第1311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	東温市南方字市場280番1地先から 同字263番3地先まで	令和2年12月8日

○愛媛県告示第1312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年12月8日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
2中局建(開)第32号 令和2年11月27日	伊予市上吾川字松本甲58番3	伊予市上吾川甲66番地 吉 田 正 之 吉 田 三 枝

○愛媛県告示第1313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市北裏264番2から 同市北裏264番3まで	旧	メートル 3.8～5.7	キロメートル 0.020	
			新	4.3～7.6	0.020	

○愛媛県告示第1314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市北裏264番2から 同市北裏264番3まで	令和2年12月8日

○愛媛県告示第1315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂乙25番4から 同市豊茂丙80番5まで	旧	メートル 4.8～5.6	キロメートル 0.030	
			新	7.2～10.2	0.030	

○愛媛県告示第1316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜保内線	大洲市豊茂乙25番4から 同市豊茂丙80番5まで	令和2年12月8日

○愛媛県告示第1317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	野佐来八幡浜線	大洲市稲積474番4から 同市稲積494番2まで	令和2年12月8日

○愛媛県告示第1318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川小田線	喜多郡内子町中川3324番地先から 同町中川3331番4まで	令和2年12月8日

訓令

○愛媛県訓令第23号

庁中一般
各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項	別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業政策課	1～4 省略				
	5 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 基本計画に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 省略			
		2 地域経済牽引事業促進協議会の設置(第7条第1項、第3項)		○	
		5 商標権の譲受けの承認(第23条第3項、第5項)			○
	3・4 省略				
	6～10 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業政策課	1～4 省略				
	5 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 基本計画に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 公表(第4条第8項、第5条第3項)			○
		(3) 省略			
		(4) 軽微な変更の届出(第5条第2項)			○
		2 地域経済牽引事業促進協議会に関する法律の施行に関する事務(他の主管に属するものを除く。)		○	
		(1) 設置(第7条第1項、第3項)			○
		(2) 構成員参加の申出の受理(第7条第4項)			○
	3・4 省略				
5 事業環境の整備に係る措置の提案の処理(第15条)			○		
6 商標権の譲受けの承認(第22条第3項、第5項)			○		
7 承認地域経済牽引事業者に対する指導及び助言(第35条)			○		
8 承認地域経済牽引事業の実施状況の報告の徴収(第36条第1項)			○		
6～10 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
企業立地課	1 省略				
	2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基	1 基本計画に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
企業立地課	1 省略				
	2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基	1 基本計画に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 公表(第4条第8項、第5条第3項)			○
		(3) 省略			
(4) 軽微な変更の届出(第5条第2項)			○		

盤強化 に関する法律 の施行 に関する事務 (成長 ものつ くり分 野に係 るもの に限 る。)	2 地域経済牽引事業促進協議 会の設置 (第7条第1項、第 3項)				○	
	3・4 省略					
	5 商標権の譲受けの承認 (第 23条第3項、第5項)				○	
	3 省略					

盤強化 に関する法律 の施行 に関する事務 (成長 ものつ くり分 野に係 るもの に限 る。)	2 地域経済牽引事業促進協議 会に関すること。					
	(1) 設置 (第7条第1項、第 3項)				○	
	(2) 構成員参加の申出の受理 (第7条第4項)					○
	3・4 省略					
	5 事業環境の整備に係る措置 の提案の処理 (第15条)				○	
	6 商標権の譲受けの承認 (第 22条第3項、第5項)				○	
	7 承認地域経済牽引事業者に 対する指導及び助言 (第35 条)					○
	8 承認地域経済牽引事業の実 施状況の報告の徴収 (第36条 第1項)					○
3 省略						

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
経 営 支 援 課	1～22 省略					
23 省略						

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
経 営 支 援 課	1～22 省略					
	23 中小 企業に よる地 域産業 資源を 活用し た事業 活動の 促進に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 地域産業資源の内容の指定 (第4条第1項)			○	
		2 地域産業資源の内容の公表 等 (第4条第3項)				○
		3 地域産業資源活用事業計画 の認定申請書及び変更認定申 請書の進達 (第6条第2項、 第7条第4項)				○
		4 認定地域産業資源活用事業 を行う者に対する情報の提供 等 (第18条)				○
24 省略						

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程 (昭和55年愛媛県訓令第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表第4（第4条関係） 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項						別表第4（第4条関係） 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			局 長	専決者					局 長	専決者		
				部 長	室 長					部 長	室 長	
商 工 観 光 室	1～12 省略					商 工 観 光 室	1～12 省略					
	13 中小 企業等 経営強 化法の 施行に 関する 事務	1 経営革新計画の承認及び変更 の承認（第14条第1項、第15条 第1項、第72条第2項）		○			13 中小 企業等 経営強 化法の 施行に 関する 事務	1 経営革新計画の承認及び変更 の承認（第14条第1項、第15条 第1項、第78条第2項）		○		
		2 省略						2 省略				
								3 調査並びに指導及び助言（第 76条第2項、第8項）			○	
				4 承認経営革新計画の実施状況 の報告の徴収（第77条第2項）			○					
14～16 省略					14～16 省略							
備考 省略						備考 省略						

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（地方局長に対する事務の委任）		（地方局長に対する事務の委任）	
第13条 省略	第13条 省略	第13条 省略	第13条 省略
2・3 省略	2・3 省略	2・3 省略	2・3 省略
4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。	4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。	4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。	4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
(1)～(1)の23 省略	(1)～(1)の23 省略	(1)～(1)の23 省略	(1)～(1)の23 省略
(1)の24 中小企業等経営強化法第70条第2項の規定に基づく調査に関すること。	(1)の24 中小企業等経営強化法第70条第2項の規定に基づく調査に関すること。	(1)の24 中小企業等経営強化法第76条第2項の規定に基づく調査に関すること。	(1)の24 中小企業等経営強化法第76条第2項の規定に基づく調査に関すること。
(1)の25 中小企業等経営強化法第70条第7項の規定に基づく指導及び助言に関すること。	(1)の25 中小企業等経営強化法第70条第7項の規定に基づく指導及び助言に関すること。	(1)の25 中小企業等経営強化法第76条第8項の規定に基づく指導及び助言に関すること。	(1)の25 中小企業等経営強化法第76条第8項の規定に基づく指導及び助言に関すること。
(1)の26 中小企業等経営強化法第71条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。	(1)の26 中小企業等経営強化法第71条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。	(1)の26 中小企業等経営強化法第77条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。	(1)の26 中小企業等経営強化法第77条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。
(1)の27～(68) 省略	(1)の27～(68) 省略	(1)の27～(68) 省略	(1)の27～(68) 省略
5・6 省略	5・6 省略	5・6 省略	5・6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。